

雇用関係助成金について 要件の一部を共通化します

雇用関係の助成金制度について、要件の一部を共通化します。
平成25年度予算成立以降は、以下の要件については、全ての雇用関係の助成金※に共通して適用します。

(※ 平成25年3月31日以前に廃止された助成金の要件等については、これまで通りの取扱いになります。)

受給対象となる事業主

- 雇用保険適用事業所の事業主
- 申請期間内に申請を行う事業主
- 支給のための審査に協力する事業主

審査への協力の具体例

- ・審査に必要な書類等を整備・保管する。
- ・都道府県労働局・ハローワークから書類などの提出を求められたら応じる。
- ・都道府県労働局・ハローワークの現地調査を受け入れる。

助成金を受給できない事業主

- 不正受給をしてから3年以内に申請をした事業主
または、申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主
※不正受給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない給付金の支給を受け、または受けようとするをいいます。
- 支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない事業主
- 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
- 暴力団と関わりのある事業主
- 支給申請日、または支給決定日の時点で倒産している事業主



中小企業事業主の範囲

雇用関係助成金における「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりとします。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	また は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

ただし、以下の助成金については、範囲が異なります。

<中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース）における中小企業者の範囲（例外業種部分）>

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
ゴム製品製造業※	3億円以下	また は	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
旅館業	5,000万円以下		200人以下

※自動車・航空機用のタイヤ、チューブ製造業や工業用ベルト製造業を除く。

<中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金における中小企業の範囲>

業種や資本金の額・出資の総額にかかわらず常時雇用する労働者の数が300人以下である事業主

支給申請期間

助成金の支給申請期間は、申請が可能となった日から2カ月以内とします。

<ご注意>

- 不正受給を行った事業主は、助成金の返還を求められることがあります。
- 都道府県労働局に提出した支給申請書、添付書類の写しなどは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。
- 雇用関係助成金の支給・不支給の決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。

実際に助成金を受給するためには、以上の要件と併せて、各助成金の個別の要件も満たす必要があります。

詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお問い合わせください。